

# 2018 年度 S セメスター履修手続きについて（法科大学院）

## 1. 履修手続関係日程について

日 時	内 容
3月2日(金) ～ 3月13日(火)(※17時)	「法のパースペクティブ」「上級商法2」 「模擬裁判(刑事)」「民事弁護研究」 「民事事実認定論」各申込書提出期間 <b>提出期間A</b>
3月22日(木)	上記科目のクラスおよび許可者発表(掲示)※ 所属クラスの発表(掲示)※ ※遠方者の履修登録に配慮し、例外的にTKCにも掲載する
3月16日(金)～3月23日(金) (※17時)	「労働法」申込書・「演習」申込書 提出期間 <b>提出期間B</b> ※夏季集中科目「演習(東アジア比較会社法:中国法・韓国法)」については、別期間で募集・履修登録を行う
3月28日(水)	「労働法」クラス発表(掲示)
3月29日(木)	演習許可者発表(掲示) ※追加募集がある場合には同時に掲示する
4月5日(木)	授業開始
4月5日(木)～4月11日(水) (※17時)	「研究論文」履修届・3年次科目履修届・ 他研究科等科目履修願 提出期間 <b>提出期間C</b>
4月5日(木)～4月14日(土)	Webによる履修登録手続期間
4月16日(月)～4月23日(月) (※17時)	履修登録訂正期間 (この期間中に他研究科等科目履修の可否を発表)
別途掲示	「法社会学」

## 2. 履修登録手続について

- ① 所定の期間内に、UTAS にログインし、Web 上で履修登録すること。履修登録期間中であれば、登録の変更は可能である。  
なお、例年、Web による履修登録手続期限間近に突然PC等が壊れ、登録ができなかった等の報告が大学院係に寄せられるが、そのようなことのないように、各自PC等の管理を徹底すること。また、登録は時間に余裕を持って行うこと。
- ② Web 上での履修登録を行わない科目の履修手続きについては以下のとおりである。**手続日程に留意し、各申込書を大学院係前のレポートボックスに提出すること。**  
なお、各種手続書類は、法科大学院ホームページ (<http://www.ju-tokyo.ac.jp/students/law/registration/>) からダウンロードすること(3月上旬より掲載する)。

## 提出期間A

### ・「法のパースペクティブ」（2年次配当）「上級商法2」（3年次配当）各申込書

これらの科目は必修科目であるので、各配当年次の学生は全員申込書を提出する必要がある。  
なお、クラス毎に履修者数の制限があり、希望者が多い場合には抽選で履修者を決定すること  
があるので、第3希望まで記入し、必ず提出すること。

- ※ 再履修者も必ず提出すること。
- ※ クラス発表後、大学院係で一括してUTASに登録する。

### ・「模擬裁判（刑事）」「民事弁護研究」「民事事実認定論」各申込書

これらの科目については、履修人数制限によって事前申込制とするものである。撤回は原則として認めないので、熟考のうえ申し込むこと。

- ※ 許可者発表後、大学院係で一括してUTASに登録する。
- ※ 原則、履修できるのは1人1科目だが、追加募集を行う場合は2科目以上を履修することが可能となる。

## 提出期間B

### ・「労働法」申込書

2018年度の選択必修科目「労働法」においては、クラス分けを行うため、Webによる履修登録によらず「労働法申込書」の提出を行うことにより履修登録を行う（希望者は必ずどちらかのクラスに割り振られる）。履修希望者はこの期間に申し込むこと。

なお、「労働法」は3年次対象科目であるが、2年次生で「労働法」を履修したいものは、後述の3年次科目履修届によらず、この期間に「労働法」申込書を提出すること（申込書の提出にあたり労働法担当教員の許可は必要ない）。クラス発表は、3月28日（水）にガラス棟1F掲示板にて行う。

- ※ 許可者発表後に、大学院係で一括してUTASに登録する。
- ※ 撤回に際しては、担当教員の許可を得ること。

### ・演習申込書

演習形式の科目についてはそれぞれ定員があり、希望者全員が履修できるとは限らない。

また、この期間中の演習の申込は、一人一演習のみに制限される。複数の演習を希望する学生は、演習許可者発表後、追加募集をする演習に改めて申込をすること。

なお、許可された演習の撤回は原則として認めないので、熟考のうえ申し込むこと。

また、平成27年度以降の入学者については、修了要件単位数に算入できる演習の単位数の上限（8単位）を越えないこと。

- ※ 許可者発表後、大学院係で一括してUTASに登録する。
- ※ 夏季集中科目「演習（東アジア比較会社法：中国法・韓国法）」については、別期間で募集・履修登録を行う

## 提出期間C

### ・研究論文履修届

履修届に希望する指導教員の承認印をもらってから提出すること。

※ 大学院係でUTASに登録する。

### ・他研究科・他専攻等科目履修願

他研究科・他専攻等科目の履修を希望する者は、期間内に「他研究科・他専攻等科目履修願」を提出すること。履修の許可・不許可については専攻長が判断し、結果は履修登録訂正期間中に掲示にて発表する。許可された科目は大学院係がUTASに登録する。

なお、法律基本科目（法科大学院便覧「授業科目表」中の科目群①）に類する科目、学部科目及び学部との合併科目、また、法科大学院科目との合併科目の履修は認められないので申請しないよう留意すること。

※ 法科大学院便覧の「他専攻・他研究科の授業科目の履修」の項をよく読んだ上で申し込むこと

※ 各学期4単位を超える履修はできないが、4単位を超えて申し込む場合には、優先順位を付すこと。許可された科目のうち、大学院係が優先順位の高いものから順に、4単位を上限にUTASに登録する

※ 補講や授業の振替等により、法科大学院科目の授業と他研究科・他専攻科目の授業とが重なった場合には、法科大学院科目の授業への出席を優先すること。

### ・3年次科目履修届

2年次生で3年次生の授業（選択必修科目・選択科目）の履修を希望する者は、当該授業担当教員に履修許可を得た後、期間内に「3年次科目履修届」を提出すること。提出後大学院係がUTASに登録する。（※選択必修科目「労働法」の履修を希望する2年次生は前述の手続きによること。）

なお、1年次生については他学年対象の授業の履修は認められないので留意すること。

## その他

上述の科目の他「法社会学」は事前抽選を行う予定である。履修手続については、別途 掲示するので、履修希望者は注意すること。

## 3. 履修登録の訂正について

### 履修登録訂正期間

履修登録した科目の訂正を希望する場合は、UTASから登録済の時間割を印刷出力し、訂正内容を赤ペンで記載の上、大学院係窓口まで申し出ること。

なお、「提出期間A～C」の科目については、追加登録ができない。（撤回のみ可能）

履修登録訂正期間中に新たに履修科目を追加する場合、履修登録訂正期間前の当該科目における授業欠席について特別の配慮をすることは無いので十分に留意すること。